



犬鑑札の代わりになるマイクロチップを 装着・情報登録しましょう

岐阜市では令和7年3月1日以降に、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」データベースにマイクロチップ情報登録を完了した犬は、「マイクロチップ」が「犬鑑札」とみなされるため、これまで必要だった**「犬の登録・鑑札の交付手続き」(3,000円)が不要**になります。

Q.鑑札不要の対象の犬は？

A.次のすべてを満たす犬です

- ①犬の所在地が岐阜市内
- ②マイクロチップが装着されている
- ③マイクロチップの情報が環境省に登録されている
- ④環境省への情報登録または所有者変更が、令和7年3月1日以降に行われている

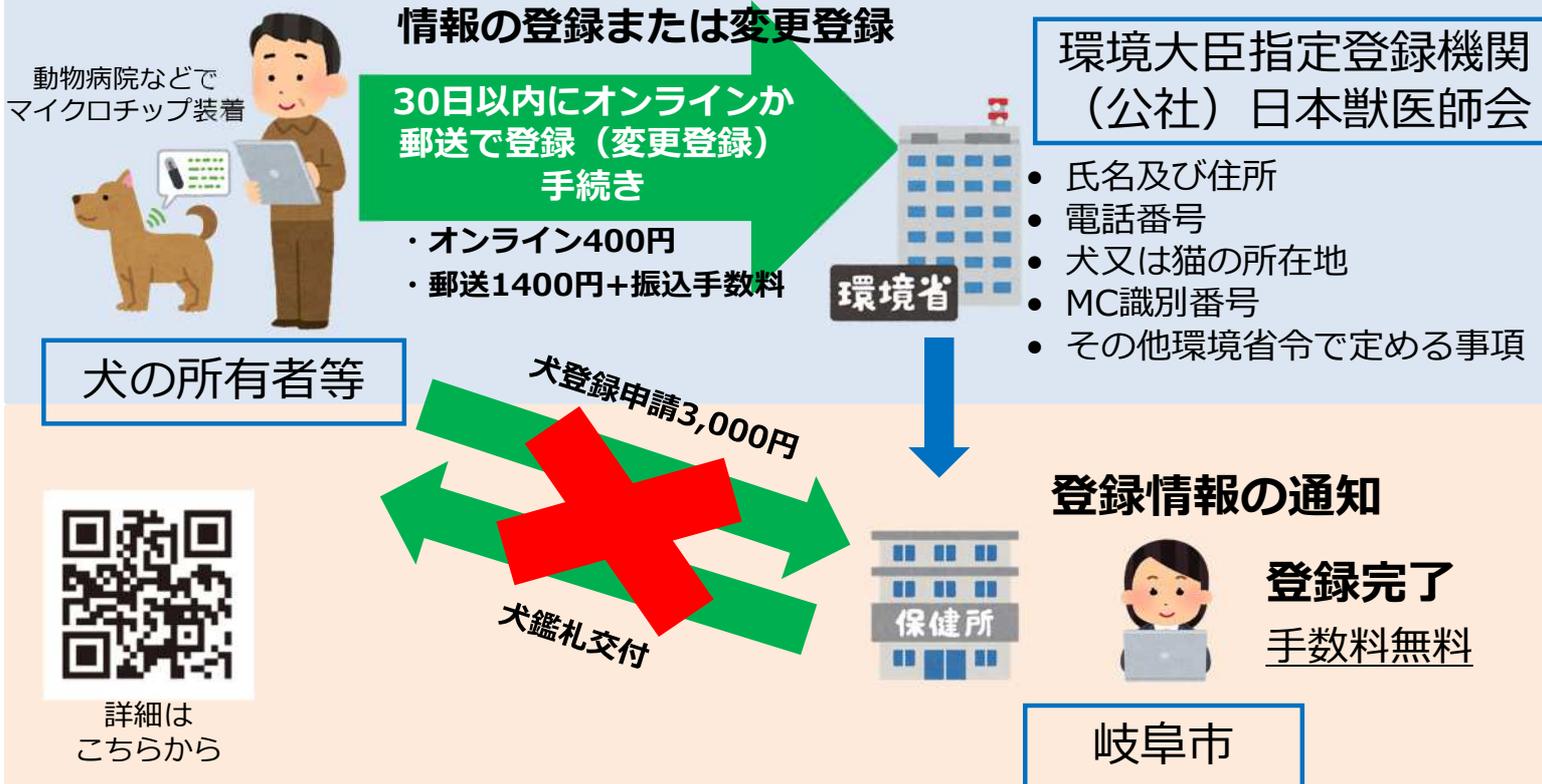
マイクロチップとは？

- ・マイクロチップは15桁の数字が記録されている小さな電子標識器具です。犬が迷子になった時、地震などの災害で飼い主と離れ離れになったなどの時に、身元が分かるものになります。
- ・動物病院で肩甲骨あたりの皮下に挿入します。
(装着費用は別途かかります)

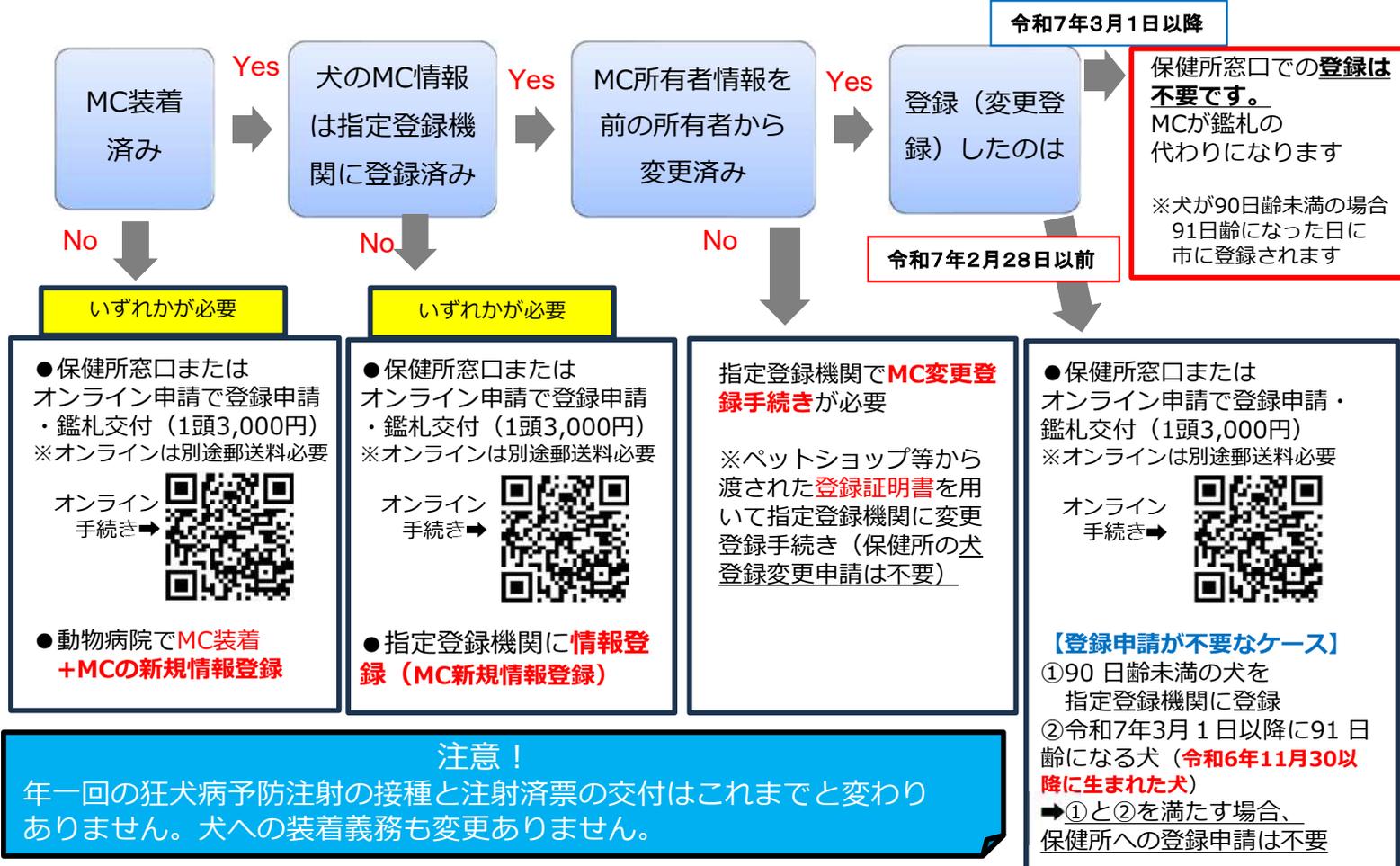


マイクロチップ
直径1.4mm長さ8.2mm程度

環境省データベースへの登録（変更登録）の流れ



詳細は裏面をご覧ください。



	マイクロチップを新たに装着	マイクロチップを装着しない
登録	「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に情報登録する(岐阜市への登録申請は不要)	保健所窓口、オンラインのいずれかで犬の登録申請・鑑札交付を受ける(オンラインは別途郵送料必要)
鑑札	マイクロチップが鑑札とみなされる。すでに犬鑑札を持っている場合は、保健所に鑑札を返却する	鑑札を犬に着ける
転居などの変更・死亡	「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に情報登録する(岐阜市への登録申請は不要)	保健所窓口オンラインのいずれかで変更・死亡手続きを行う



マイクロチップの情報登録 お問い合わせ先

環境大臣指定登録機関
(公社) 日本獣医師会

TEL:03-6384-5320
E-mail: info@mc.env.go.jp



犬の登録手続き お問い合わせ先

岐阜市保健所 生活衛生課 TEL : 058-252-7195 (岐阜市都通2-19)